

改正案	現行
<p>（債券の募集等に関する法令の適用） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五十四条第七項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、農林中央金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（農林中央金庫の特定関係者）</p> <p>第八条 法第五十九条本文の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農林中央金庫代理業者法（第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）並びに農林中央金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p>	<p>（債券の募集等に関する法令の適用） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五十四条第九項に規定する業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、農林中央金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（農林中央金庫の特定関係者）</p> <p>第八条 法第五十九条本文の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この項において同じ。）並びに農林中央金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p>

三・四 (略)

2・3 (略)

(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十一条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、

金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三 (略)

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第十二条の二 農林中央金庫は、法第五十九条の七において準用する

金融商品取引法(以下この条から第十二条の四までににおいて「準用

金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品

取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七

条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同

じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規

三・四 (略)

2・3 (略)

(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十一条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、

金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第四十六条第二号において同じ。)における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三 (略)

(新設)

定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第十二条の三 農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十条の三第三項（準用金融商品取引法第三十条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から

（新設）

書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十二条の四 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの
- 二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
イ 当該指標
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

(新設)

第十二条の五 法第五十九条の七の規定により金融商品取引法第三十条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七條第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同法第三十七條の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商号」と読み替えるものとする。

(新設)

(資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者)

第十二条の六 法第五十九条の八において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 所属外国銀行(法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。)の発行済株式の総数又は出資の総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)を保有している者

二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者

三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等

(新設)

を保有されている法人

五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について銀行法を準用する場合の読替え)

第十二条の七 法第五十九条の八の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法(第五十二条の四十第一項を除く。)の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の二の九第一項	所属外国銀行(外国銀行代理銀行(外国銀行支店に限る。))が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行(当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。)を除く。	農林中央金庫法第五十九条の四に規定する所属外国銀行

(新設)

第五十二条の二の 九第一項第三号	譲受け（当該外国銀行 支店のみに係るものを 除く。）	譲受け
第五十二条の四十 第一項	営業所又は事務所	事務所
第五十二条の四十 三	第二条第十四項各号に 掲げる行為（以下この 章において「銀行代理 行為」という。）	農林中央金庫法第五十 九条の四に規定する外 国銀行代理業務に係る 行為（以下「外国銀行 代理行為」という。）
第五十二条の四十 四第一項	銀行代理行為	外国銀行代理行為
第五十二条の四十 四第一項第二号	第二条第十四項各号に 規定する	農林中央金庫法第五十 九条の四に規定する外 国銀行代理業務に係る
第五十二条の四十 四第三項	第五十二条の四十五の 二	農林中央金庫法第五十 九条の七

	銀行代理行為	外国銀行代理行為
第五十二條の四十五第三号	有する者（次号において「密接関係者」という。）	有する者

（銀行法を準用する場合の読替え）

第四十五條 法第九十五條の三第二項の規定により法第九十五條の四第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二條の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「農林中央金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「農林中央金庫代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「預金者等」とあるのは「預金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

（銀行法を準用する場合の読替え）

第四十五條 法第九十五條の三第二項の規定により法第九十五條の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二條の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「農林中央金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「農林中央金庫代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「預金者等」とあるのは「預金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲

に掲げる字句とする。

(表略)

2 (略)

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第四十七条 農林中央金庫代理業者は、法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項(法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 | 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 (略)

(新設)

による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を
準用する場合の読替え)

第四十八条 (略)

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を
準用する場合の読替え)

第四十七条 (略)